

章末演習問題の解答

第1章

エビデンス・ベースト・プラクティスにおいては、適切な臨床技能を有した専門家が、最新最善のエビデンスに基づいて、患者の背景を考慮しながら、臨床的な意思決定をすることが重要である。その際、ランダム化比較試験のメタアナリシスから導かれた知見が、現時点では最も質が高く、信用の置けるエビデンスだとされている。

第2章

1 × 2 ○ 3 × 4 × 5 ×

第3章

- 1 × 国家資格化は、国民の心の健康を保持増進するために成し遂げられた
- 2 ○
- 3 × 受容と共感に基づいた信頼関係のもと、内省を促していく
- 4 × 理想ではなく、明確な法的義務である
- 5 ○

第4章

1 少年審判と成人の裁判の最も大きな違いは、少年審判の場合、事案が軽微なものであっても原則としてすべて家庭裁判所に送致される（全件送致）のに対して、成人の裁判の場合は半数以上が微罪等として裁判にまで至らないことである。その背景には、犯罪や非行を犯した少年に対してはその可塑性に期待し、再犯の防止や社会復帰のためにはどのような措置が必要かを慎重かつ綿密に審理する必要があるという考え方がある。

2 まず、事件が軽微な場合は、家庭裁判所に事件が送致されても審判が開かれない場合（審判不開始）や、処分が下されない（不処分）こととなる。また、年齢が14歳に満たない場合等は児童相談所長等送致となりうるし、逆に、年齢が満20歳に迫っていたり、非行の態様などから少年として保護するよりも、成人と同様に自らの行為の責任を取らせたほうがよい等の場合は、検察官送致（逆送）となる可能性がある。

保護処分については、低年齢で非行に関係する問題が比較的大きい場合は児童自立支援

施設送致となり、また、低年齢であっても問題が相当大きい場合は14歳未満（おおむね12歳以上）の場合少年院送致になりうる。そして、保護処分の中で最も大きな割合を占めるのは、社会内処遇である保護観察である。

3 2021年に成立した改正少年法では、主に(1)18・19歳の者が罪を犯した場合には、「特定少年」として17歳以下の少年とは異なる特例を定め、(2)いわゆる「原則逆送」の対象が、従来の16歳以上の少年のときに犯した故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件に加え、特定少年のときに犯した死刑、無期、または短期1年以上の懲役・禁錮の罪の事件が追加され、(3)特定少年のときに犯した事件について起訴された場合には、実名・写真等が報道できる（推知報道禁止の解除）、という点が従来と異なっている。

第5章

- 1 法の適正手続き
- 2 心神喪失、心神耗弱
- 3 拘禁刑、刑務作業
- 4 検察官、鑑定入院
- 5 保護命令

第6章

正解 1 × 2 × 3 × 4 × 5 ○ 6 ○ 7 ×

第7章

1 × 心神喪失（責任無能力）と心神耗弱（限定責任能力）は、精神の障害により、犯罪という行動の善悪を弁識する能力、あるいは、行動を制御する能力によって判断される。その能力がない場合を心神喪失（責任無能力）、その能力が著しく低下している場合は心神耗弱（限定責任能力）と判断される。

2 × 反抗挑戦性障害の小児は善悪をしっかりと理解しており、自分の行動に関して罪悪感を抱くことも多いと考えられている。

3 ○ 反抗挑戦性障害とは異なり、素行障害の小児は良心に欠けているようにみえる点が大い違いと考えられるが、成長に従い、反抗挑戦性障害から素行障害に移行する者も少なくない。

4 × 反社会性パーソナリティ障害とサイコパスの概念にはずれがある。反社会性パーソナリティ障害は問題行動がその中核となる概念であるのに対し、サイコパスでは、問題行動よりも、共感性や罪悪感の欠如などの内面的な側面が問題の中核となる。

5 × 境界性パーソナリティ障害における自殺のリスクは一般集団より 40 倍高く、患者の約 8~10%が自殺により死亡するといわれており、「単なる脅しで、死のうとは思っていない」などと考えるはいけない。

6 ○ アルコール依存症や薬物依存症、ギャンブル障害など嗜癖性障害は治療を行わなければ、また同じような行動をくり返す可能性が高く、懲役刑による刑務所での刑務作業を行うよりも、刑務所内、あるいは可能であれば社会内で嗜癖性障害の治療を行うことこそ必要である。

7 × 躁状態では、気分が高揚し、暴力、恐喝、窃盗、交通違反、わいせつ行為などがみられることがある。しかし、重大犯罪につながることは稀であり、うつ状態における犯罪では、殺人や放火などの重大犯罪が多いといわれる。

第 8 章

問 1 ③ 問 2 ③

第 9 章

1 児童相談所では、警察や家庭裁判所などからの通告や送致によるもののほか、子どもに関する相談のうち専門的な知識及び技術を必要とする相談を受理する。相談の受理後は、児童福祉司等が社会診断を行うほか、児童心理司による心理診断や、医学診断、行動診断などを行い、それらをふまえて総合診断・判定を行い、最も適切で効果的な援助方針を決定する。

2 児童自立支援施設においては、「家庭に恵まれず非行化した児童に代替の家庭を提供する」という理念に基づき、生活の拠点となる寮の人数を 12 名以下とする小舎制で運用している。かつては、夫婦が職員として勤務する小舎夫婦制が 6 割を超えていたが、現在は、職員が交代で泊まる小舎交代制が過半数を超えている。

3 少年鑑別所の収容審判鑑別における心理検査については、まず知能検査を実施し、加え

て、法務省が独自に開発した性格検査 (MJPI)・態度検査 (MJAT)・文章完成法 (MJSCT) などを実施する。面接からだけでは本件動機等が不明な場合などでは個別検査を行うことがある。それに加えて、アセスメントツールである MJCA (法務省式ケースアセスメントツール) を実施する。これは、効果的な処遇が行われるよう RNR モデルに基づいて法務省が開発したもので、鑑別実施上の支援アセスメントツールとして導入されているものである。MJCA は、再非行の可能性として「静的領域」と「動的領域」を評定し、教育上の必要性として、「保護者との関係性」、「社会適応力」、「自己統制力」、「逸脱親和性」を示すものとなっている。

- 4 少年院の種類は年齢や心身状況、犯罪傾向などにより分けられている。第1種少年院は、保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者を収容する。第2種少年院は、保護処分の執行を受ける者で、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容する。第3種少年院は、保護処分の執行を受ける者で、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者を収容する。第4種少年院は、少年院において刑の執行を受ける者を収容する。第5種少年院は、2年の保護観察に付された18、19歳の特定少年において遵守事項違反があり、少年院において処遇を行わなければ本人の改善および更生を図ることができないと認められる者を収容する。
- 5 刑事施設における受刑者の処遇は、矯正処遇として定められており、矯正処遇は作業、改善指導、教科指導の3つに分けられる。改善指導は、一般改善指導と特別改善指導の2つに分けられ、特別改善指導とは、特殊な事情により、改善更生および円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、その事情の改善を図る指導のことである。特別改善指導には、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の6種類がある。

第10章

1 × 2 ○ 3 × 4 × 5 ○ 6 ○ 7 ○ 8 × 9 × 10 ○

第11章

1 ⑤ 2 ① 3 ④

第12章

- | | | |
|---------------|---------------|---------|
| 問1 起訴処分, 刑の量定 | 問2 心神喪失, 心神耗弱 | 問3 予後予測 |
| 問4 量刑 | 問5 多方面 | |
| 問6 信頼性, 妥当性 | 問7 治療的效果, 説明 | |

第13章

- 1 犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は、遺族（当事者だけではなく、遺族を含む）。
- 2 13.1節B「犯罪被害者等基本計画」の柱となる4つの基本方針および5つの重点課題の各項目を中心に簡潔にまとめておくと、被害者を一人の人格として尊重し具体的にどのような支援が求められているのかについての理解につながる。
- 3 13.2節を参照し、エビデンスに基づく対応、二次被害への配慮等被害者の安全と主体を尊重する支援者の態度を混えながらまとめておくとよい。
- 4 13.3節および13.5節を参照し、トラウマ反応の基本と認知行動療法を中心としたエビデンスに基づいた心理的支援技法について知識を整理しておくとうい。
- 5 支援先についてはコラムを参照のこと。被害者支援には心理的支援のみならず経済的な支援や司法的な支援等多角的な支援が用意されている。被害者に必要な支援を査定し、心理の専門用語に頼らずに連携機関にとってわかりやすい情報提供を心がけることが必要となる。

第14章

【正解】 a 1 b 2 c 2 d 1 e 3

【解説】当事者間の話合いで合意を目指す調停手続きの基本的な進行に関する問題である。家事調停は、裁判官と調停委員から構成される調停委員会が進行し、必要に応じて家庭裁判所調査官が立ち会う。事案によっては、試行的面会交流を行い、その結果に基づいて働きかけや調整が行われることがある。また、面会交流事件は、一般調停である夫婦関係調整事件と異なり、不成立時に自動的に審判手続きが開始され、裁判官が審判する。